避難指示等が行われた時に当該避難指示等の対象となつた区域に存する、住宅に居住していた者であつて、当該避難指示等に基づく避難のための立退きによつて生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの	避難指示等に基づく避難のための立退きの実施状況その他の事情を考慮して、被害者一人当たりに支払う金額を定めていること。	五十万円
避難指示等が行われた時に当該避難指示等の対象となつた区域内に本店又は主たる事務所を有していた中小企業者等であつて、当該避難指示等に基づく避難のための立退きによつて生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの	避難指示等があつた日から当該避難指示等に係る特定原子力損害賠償仮払金の支払の請求があつた日又は当該避難指示等が解除される日のいずれか早い日までの期間における逸失利益等相当金額の全部又は一部を支払うものであること。	中欄に規定する逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二百五十万円のいずれか低い金額
制限指示等が行われた時に当該制限指示等の対象となつた事業活動を行つていた中小企業者等であつて、当該制限指示等によつて生じた特定原子力損害を受けた被害者であるもの（前項に該当する者を除く。）	制限指示等があつた日から当該制限指示等に係る特定原子力損害賠償仮払金の支払の請求があつた日又は当該制限指示等が解除される日のいずれか早い日までの期間における逸失利益等相当金額の全部又は一部を支払うものであること。	中欄に規定する逸失利益等相当金額の二分の一の金額又は二百五十万円のいずれか低い金額

備考　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　避難指示等　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。第四号において同じ。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この号及び第四号において同じ。）又は都道府県知事に対して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた避難のための立退きを求める勧告又は指示をいう。

二　中小企業者等　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者及び医療法人、社会福祉法人その他これらに準ずるものとして文部科学省令で定める法人をいう。

三　逸失利益等相当金額　避難指示等に基づく避難のための立退き又は制限指示等に基づく事業活動の制限によつて生じた特定原子力損害を受けた中小企業者等がその営む事業から当該避難指示等又は制限指示等がなければ得ることができたと見込まれる利益又は収支差額に相当する金額として文部科学省令で定めるところにより算定した金額をいう。

四　制限指示等　原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた事業活動の制限を求める勧告又は指示をいう。

（特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付限度額）

第四条　法第十七条の三第一項に規定する政令で定める金額は、貸付け（同条第二項第二号に規定する貸付けをいう。以下同じ。）を受けて支払を行う特定原子力損害賠償仮払金により塡補する特定原子力損害を発生させた原子炉の運転等の第二条の表の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、同一の工場又は事業所に係る原子炉の運転等が同表の第一号から第十七号までの各号の二以上の号に該当するときは、当該原子炉の運転等に係る当該金額は、その最も大きい金額とする。

（貸付金の償還期間及び償還方法）

第五条　貸付金の償還期間は、三年とし、その償還は、一括償還の方法によるものとする。ただし、貸付けを受けた原子力事業者は、貸付金の全部又は一部について、いつでも繰上償還をすることができる。

2　災害その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であるため、文部科学大臣がやむを得ないものと認めるときは、政府は、当該貸付金の全部又は一部について、償還期限を延長することができる。この場合においては、当該償還期限の延長については、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

3　政府は、貸付けを受けた原子力事業者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合その他貸付けの条件に違反した場合には、貸付金（償還期限が到来していないものに限る。）の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構に貸付けに係る事務を行わせる場合の技術的読替え）

第六条　法第十七条の八第一項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に文部科学大臣が貸付けに係る事務を行わせる場合における法第四章の二第二節の規定の適用については、法第十七条の三第一項中「政府に」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構を経由して政府に」と、同条第二項中「文部科学大臣」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構を経由して文部科学大臣」と、同条第三項中「原子力事業者」とあるのは「原子力事業者及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構」と、法第十七条の五中「文部科学大臣」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び文部科学大臣」と、法第十七条の六第二項中「文部科学大臣」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び文部科学大臣」とする。

2　前項に規定する場合における前条の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「政府」とあるのは、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」とする。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構に貸付けに係る事務を行わせる場合の公示の方法）

第七条　法第十七条の八第二項の規定による公示は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に行わせることとした事務の範囲及び当該事務を行わせる期間を官報に掲載してするものとする。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部改正）

第二条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改め、同項第二号中「第三十五条（同条第四号」を「第三十五条第一項（同項第四号」に、「第三十五条第四号」を「第三十五条第一項第四号」に、「第三十五条第一項、」を「第三十五条（同条第三号」を「第三十五条第一項（同項第三号」に、「第三十五条第一項、」を「第三十五条第三号」に改め、「、第五十五条の二及び第五十八条の二」の下に「（第一号に係る部分に限る。以下この号及び第三項第四号において同じ。）」を加え、「第三十五条、」を「第三十五条第一項、」に改め、同項に次の一号を加える。

六　法第六十四条第一項の規定による監督（法第三十五条第二項、第三十七条（同項各号に掲げる業務に係る部分に限る。以下この号及び第三項第五号において同じ。）及び第五十八条の二（第二号に係る部分に限る。以下この号及び同項第五号において同じ。）の規定を施行するために行うものに限る。）、法第六十四条第二項の規定による命令（法第三十五条第二項、第三十七条及び第五十八条の二の規定を施行するために行うものに限る。）並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第三十五条第二項、第三十七条及び第五十八条の二の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　文部科学大臣